

2022年3月10日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

民法改正（成年年齢引下げ）に伴う商品等改正のお知らせ

株式会社七十七銀行では、2022年4月1日（金）に施行される改正民法（成年年齢引下げ）を踏まえ、当行が取扱っている一部の商品等につきまして、申込可能年齢を「満20歳以上」から「満18歳以上」に引下げますので、お知らせいたします。

1. 申込可能年齢を「満20歳以上」から「満18歳以上」に引下げる主な商品

- ▶ 総合口座
- ▶ 住宅ローン
- ▶ 個人向けローン（77マイカーローン、77フリーローンなど）
- ▶ 投資商品（投資信託、公共債など）

2. 民法改正後も「満20歳以上」でなければ申込・利用できない主な商品・手続き

- ▶ 個人向けカードローン（77カードローン、77スマートネクストなど）
- ▶ 住宅ローンのインターネット申込（インターネットでの仮審査申込を含む）
- ▶ 個人向けローンのインターネット申込および契約

3. ご注意いただきたい点

- (1) 満20歳以上の方が個人向けローンをお申込する場合、商品によっては所得確認書類や資金使途確認書類が不要となる場合がございますが、満18歳以上20歳未満の方がお申込する場合は、商品等にかかわらずすべての書類を提出いただきます。
- (2) 住宅ローンおよび個人向けローンにつきましては、年齢にかかわらず審査後のご利用となりますので、審査の結果によってはご希望にそいかなる場合がございます。
- (3) 商品ごとの具体的な申込要件等につきましては、当行ウェブサイトをご覧ください。また、お近くの本支店窓口までお問合せください。

4. 規定の改正

申込可能年齢の引下げ等に伴い、以下の規定を改正します。

(1) <七十七>ダイレクトサービス利用規定

第21条2項（投資信託取引の利用対象者）、第22条2項（外貨預金取引の利用対象者）、第23条2項（公共債取引の利用対象者）を以下のとおり改正します。

改正前	20歳以上80歳未満の方
改正後	18歳以上80歳未満の方

(2) 七十七銀行宝くじサービス規定

第2条(4)(利用対象者)を以下のとおり改正します。

改正前	未成年者は本サービスのご利用をご遠慮ください。
改正後	満20歳未満の方は本サービスの利用をご遠慮ください。

改定後の規定の全文をご覧になりたいお客さまは、おそれいりますがお近くの本支店窓口までお申し付けください。

5. 実施日

2022年4月1日(金)

以上